

松本市告示第101号

松本市ふるさと起業家支援事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和7年3月21日

松本市長 臥雲 義尚

松本市ふるさと起業家支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内における経済の活性化及び雇用の促進を図るため、市内において起業し、又は新たな事業を開始した者が実施する地域課題の解決を目的とした事業に要する経費に対し、予算の範囲内でふるさと起業家支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、松本市補助金交付規則（昭和37年規則第16号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において起業とは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 所得税法（昭和40年法律第33号）第229条に規定する開業等の届出（以下「開業届」という。）を提出し、市内で新たに事業を開始すること。
- (2) 市内で新たに会社法（平成17年法律第86号）第2条第1号に規定する会社又は特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人（以下これらを「会社等」という。）を設立し、事業を開始すること。
- (3) 会社等が定款上で定める事業を廃止し、当該定款に規定した上で、市内で新たな業種の事業を開始すること。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。ただし、市長が特に認めた場合は、この限りでない。

- (1) 次のいずれかに該当するものであること。
 - ア 市内に住所を有する個人事業者又は市内に主たる事業所を有する法人若しくは団体
 - イ 起業の日に市内に住所を有し、又は有することを予定している者
- (2) 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項第1号、第2号、第5号又は第6号のいずれかに該当すること。
- (3) 補助金の額が、次条に規定する補助対象事業の実施に当たって補助対象者が目標として設定する寄附金の額（以下「寄附目標額」という。）に達しない場合においても、当該事業を実施する者であること。
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業を行う者でないこと。
- (5) 公序良俗に反する営業その他市長が不適切と認める種類の営業を行う者でないこと。
- (6) 個人である場合はその者、法人である場合はその構成員が、松本市暴力団排除条例（平成24年条例第3号）第2条第2号に規定する暴力団員及び同条例第6条第1項に

規定する暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）でないこと。

(7) 市税の滞納がないこと。

（補助対象事業）

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）の区分、内容及び要件は、別表第1のとおりとする。ただし、次に掲げる事業を除く。

- (1) 宗教的活動又は政治的活動を目的とする事業
- (2) 特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）第33条第1項に規定する連鎖販売取引に該当する事業
- (3) 介護保険事業その他の法令等で活動内容が規定されている事業
- (4) 事業の主たる効果が市外で生じる事業
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が不相当と認める事業

（補助対象経費及び補助金の額）

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、第13条の規定による交付の決定を受けた日から当該年度の末日までの間に補助対象事業の実施に必要な費用のうち、別表第2に掲げるもの（他の条例、規則等により補助対象となったものを除く。）とする。ただし、自己資金又は寄附実績の範囲内において当該決定の前日に認定事業に着手する場合その他市長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

2 補助金の額は補助対象経費の10分の10以内の額とし、第8条に規定する寄附募集窓口を通じて当該補助対象事業に寄附された額から当該寄附の募集に要した経費の額を差し引いた額の範囲内で市長が定める額とする。

3 市長は、別表第2の1の部に掲げる経費に対して補助金を交付しようとするときは、前項に規定する補助金の額に、当該補助金の額の同額（当該額が100万円を超えるときは、100万円）を限度として加算することができる。

（事業の確認申請）

第6条 補助対象者は、補助金を受けようとする事業について、あらかじめ市長の認定を受けなければならない。

2 前項の認定（以下「認定」という。）を受けようとする者は、ふるさと起業家支援事業認定申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) ふるさと納税制度を活用した寄附募集計画書（様式第4号）
- (4) 会社等にあつては、次に掲げる書類
 - ア 規約、会則又は定款
 - イ 役員名簿又は会員名簿
- (5) 個人にあつては、次に掲げる書類
 - ア 開業届の写し
 - イ 住民票の写し
- (6) その他市長が必要と認める書類

(事業の認定決定等)

第7条 市長は、前条第2項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、認定の可否を決定したときは、ふるさと起業家支援事業認定(不認定)決定通知書(様式第5号)により、当該申請をした者にその旨を通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により認定を決定するときは、当該事業(以下「認定事業」という。)の目的を達成するために必要な条件を付することができる。

(認定事業の公表及びふるさと納税制度を活用した寄附の募集)

第8条 市長は、前条第1項の規定により認定を決定したときは、当該認定を受けた者(以下「認定事業者」という。)の氏名又は名称、認定事業の内容、寄附目標額等について公表するとともに、ふるさと納税制度を活用した認定事業への寄附を募集する窓口(以下「寄附募集窓口」という。)をウェブサイト等に開設するものとする。

(認定事業者の責務)

第9条 認定事業者は、寄附募集窓口を通じて認定事業に寄附をした者に対し、認定事業に継続して関心をもってもらうための取組み(自社製品の試供品の送付、事業所の見学、事業の経過報告その他の取組みをいう。)を行うものとする。

(認定事業の変更等)

第10条 認定事業者は、認定事業の内容の変更(軽微なものを除く。)、取下げ又は中止をしようとするときは、ふるさと起業家支援事業(変更・取下・中止)承認申請書(様式第6号)に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(1) 認定事業の内容を変更しようとする場合には、変更後事業計画書(様式第2号)及び変更後収支予算書(様式第3号)

(2) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による変更等の申請があったときは、その内容を審査し、変更、取下げ又は中止の可否を決定したときは、ふるさと起業家支援事業(変更・取下・中止)承認(不承認)決定通知書(様式第7号)により、当該申請をした者にその旨を通知するものとする。

3 第7条第2項の規定は、前項の規定による認定事業の内容の変更について準用する。

(認定の取消し等)

第11条 市長は、認定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、認定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) この要綱の規定に違反したとき。

(2) 虚偽その他不正な手段により、認定を受けたとき。

(3) 認定事業を中止したとき。

(4) 市税その他の税を滞納したとき。

(5) 認定事業に従事し、若しくは協力する者又は認定事業者と取引を行う者が、暴力団員等又は暴力団員等と密接な関係を有する者であったとき。

(6) 認定事業以外の用途に補助金を使用したとき。

(7) 法令等に反する事業を行ったとき。

(8) 前各号に掲げる場合のほか、市長が不相当と認めたとき。

2 市長は、前項の規定により認定の全部又は一部を取り消したときは、速やかに、ふるさと起業家支援事業認定取消通知書（様式第8号）により、当該認定事業者に理由を付してその旨を通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により認定の全部又は一部を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、期限を定めてその全部又は一部を返還させるものとする。

（補助金の交付申請）

第12条 認定事業者は、寄附募集窓口の開設期間終了後、補助金の交付を受けようとするときは、ふるさと起業家支援事業補助金交付申請書（様式第9号）により、市長に申請しなければならない。

（補助金の交付決定）

第13条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、交付の可否を決定し、ふるさと起業家支援事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第10号）により、当該申請をした者にその旨を通知するものとする。

（実績報告）

第14条 前条の規定により交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、認定事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は当該交付の決定を受けた年度の翌年度の4月15日のいずれか早い日（第5条第1項ただし書に規定する場合には、市長が別に定める日）までに、ふるさと起業家支援事業実績報告書（様式第11号）に次に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

(1) ふるさと起業家支援事業実施内容報告書（様式第12号）

(2) ふるさと起業家支援事業収支決算書（様式第13号）

(3) 認定事業の経過及び成果を明らかにする書類、写真等

(4) その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第15条 市長は、前条の規定による報告があったときは、その内容を審査し、補助金の額を確定し、ふるさと起業家支援事業補助金確定通知書（様式第14号）により、当該報告をした者にその旨を通知するものとする。

2 市長は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとし、その返還期限は、市長が別に定める日とする。

（補助金の請求）

第16条 前条の規定による通知を受けた補助事業者が、補助金の交付を受けようとするときは、ふるさと起業家支援事業補助金請求書（様式第15号）を市長に提出するものとする。

2 補助事業者は、第13条の規定による交付決定を受けた後、認定事業が完了する前に交付決定額の2分の1以内において補助金の概算払を請求することができる。この場合において、補助事業者は、ふるさと起業家支援事業補助金概算払請求書（様式第16号）を市

長に提出するものとする。

(関係書類の整備)

第17条 補助事業者は、第7条第1項の規定による認定の決定を受けた日の属する年度の翌年度から起算して5年間、認定事業に関する収入及び支出を記載した帳簿を備え、保管しなければならない。

(財産の管理)

第18条 補助事業者は、認定事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得等財産」という。）については、認定事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、認定事業の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならない。

2 補助事業者は、認定事業が完了した日の翌日から起算して5年間、市長の承認を受けないで、取得価格又は効用の増加価格が30万円以上の取得等財産を認定事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

3 補助事業者は、前項の承認を受けようとするときは、ふるさと起業家支援事業補助金財産処分承認申請書（様式第17号）により、市長に申請しなければならない。

4 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、承認の可否を決定し、ふるさと起業家支援事業補助金財産処分承認（不承認）通知書（様式第18号）により、当該申請をした者にその旨を通知するものとする。

(補則)

第19条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

区分	補助対象事業の内容	要件
新規起業支援事業	地域資源を活用して地域課題の解決を図ることを目的とした起業（既存の事業を足掛かりとした新たな分野での起業を含む。）	(1) 課題解決性に富み、地域活性化その他公益に資することが期待されること。 (2) 採算性があり、かつ、社会的に広く共感を得られ、ふるさと納税制度を活用した寄附により相応の事業資金の調達が見込まれること。 (3) 商工会議所又は商工会の経営指導を受けていること。 (4) 事業資金の総額の3分の1以上の自己資金を確保できること。
新規事業展開支援事業	地域資源を活用して地域課題の解決を図ることを目的とした新規事業（既存の事業を足掛かりとした新たな分野での事業の展開を含む。）	(1) 採算性が高く、地域経済活性化その他公益に資することが期待されること。 (2) 社会的に広く共感を得られ、ふるさと納税制度を活用した寄附により相応の事業資金の調達が見込まれること。 (3) 商工会議所又は商工会の経営指導を受けていること。 (4) 事業資金の総額の3分の1以上の自己資金を確保できること。

別表第2（第5条関係）

区分		内容
1 設備費	施設整備費	建物、建物附属設備及び構築物の設計、工事監理、建築工事、修繕及び購入に係る経費（用地取得経費を除く。）
	機械装置費	機械装置の設計、工事監理、修繕、購入、リース及びレンタルに係る経費
	備品費	備品の購入、リース及びレンタルに係る経費
2 事業費	報償費	専門家謝礼等
	旅費	従業員旅費、専門家旅費等
	消耗品費	消耗品（用紙、文具、雑品等）購入費等
	手数料	許可取得や行政書類の申請に係る費用等
	広告料	広告宣伝、販売促進等の広告費等
	使用料及び賃借料	事務所・店舗等の借上料、イベント会場の使用料等
	原材料費	資材購入費等
	委託料	業務の委託に要する経費
	その他	市長が必要と認める経費